庭球三田会会則

第1章　総則

第1条（名称）

本会は、庭球三田会と称する。

第2条（所在地）

本会は、事務所を東京都に置く。

第3条（目的）

本会は、慶應義塾体育会庭球部出身者の総意に基づき、庭球部の伝統を尊重し、諸先輩が築き上げた功績に敬意を表し、本会および庭球部の健全な発展、庭球部の戦力強化、現役部員の精神力・技術力の向上を目指し、その物的・精神的支援にあたるとともに、心身ともに優れた人材を輩出し日本庭球界の発展に寄与すること、本会および庭球部全ての会員、部員の親睦を図ることを目的とし活動するものとする。
なお、本会は、本目的達成のため、必要に応じて学校当局三田体育会およびその他関係団体・個人等と連携・協調するものとする。

第2章　会員

第4条（正会員）

慶應義塾体育会庭球部出身者は、大学卒業と同時に正会員として本会に入会する。
なお、同部を中途退部した者であっても、本人が希望し、常任幹事会が承認した者については正会員として本会に入会することができる。
正会員は、総会において各一個の議決権を有する。

第5条（特別会員）

庭球部長は退任後、特別会員として本会に入会する。
また、庭球部出身以外の者であっても、本会の活動に対して顕著な功績のあった者について、会長が推薦し、総会が承認した者は特別会員として本会に入会することができる。

第6条（物故会員）

会員のうち、死去した者についてはこれを物故会員とする。

第7条(除名)

会員が本会の名誉を汚し、または秩序を乱す行為があった場合は、常任幹事会の承認を得て、除名することができる。

第3章　役員等

第8条(役員の定数)

本会に次の役員をおく。

・会長1名、副会長3名以内、幹事長1名、常任幹事若干名、監事2名以内、事務局長1名

第9条(会長)

会長は、本会を代表し、会務を統括する。

会長は、副会長以下の各役員の任命権をもつ。

会長の選任にあたっては、選考委員会が任命した者を常任幹事会で承認し、総会において報告する。

なお、選考委員会の委員は5名以上の構成とし、現会長がその委員を指名する。

会長が不在または選考委員を指名できない場合は、第11条にもとづき幹事長が会長の職務代行として選考委員会を組成する。

また、会長の任期は基本3期6年までとする。

なお、会長を再任する場合は、その任期は2年毎とする。

再任の場合は、選考委員会は設置せず、常任幹事会の承認とし、総会において報告するものとする。

第10条(副会長)

副会長は、会長を補佐し本会の運営全般にあたる。

第11条(幹事長)

幹事長は、常任幹事を統括し、常任幹事会を代表して本会の運営にあたるとともに、会長を補佐し、会長に事故ある　時はその職務を代行する。

第12条(常任幹事)

常任幹事は、本会の運営に関する審議、意思決定を行う。

第13条(監事)

監事は、本会の財産、会計を監査し、総会に報告する。

第14条（事務局長）
事務局長は、幹事長を補佐するとともに、本会の円滑な運営に向け事務局各委員を指揮し、本会の活動全般を執行する。

第15条（役員の任期）
会長の任期は第9条にもとづく。
他の役員の任期は、2年間とする。ただし再任を妨げない。
また、第9条より副会長以下の各役員の任命権は会長がもつため、その再任は総会および常任幹事会において報告事項となる。
なお、役員は任期満了後も後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

第16条（顧問）
本会に顧問をおくことができる。
顧問は、総会の承認を得て会長がこれを委嘱する。
顧問は、本会の重要な事項について会長の諮問に応じる。

第4章　総会

第17条（招集および開催）
定時総会は、会長の招集により、原則として毎年3月に開催する。
なお、会長が必要と認めたときは、随時、臨時総会を開催することができる。

第18条（成立要件）
総会の出席者数にかかわらず、全会員への総会招集通知を以て、総会は成立するものとする。

第19条（決議事項等）
総会での決議事項は次のとおりとする。
- 前年の活動報告および決算
- 当年の活動計画および予算
- 会則のうち本則の変更
- 特別会員の承認
- 顧問の承認
- その他、本会の総意を必要とする重要事項

なお、決議事項以外の重要事項に関し、会員への周知が必要な事項については、総会において報告するものとする。

第5章　常任幹事会

第20条（招集および開催）

常任幹事会は、幹事長の招集により、総会の開催に先立ち開催する。

なお、幹事長が必要と認めたときは、随時、常任幹事会を開催することができる。

第21条（成立要件）

第8条に定める役員総数の過半数の出席および委任を以って、常任幹事会の成立とする。

第22条（決議事項）

常任幹事会での決議事項は次のとおりとする。

- 総会への付議事項
- 会長の選任
- 会長候補の推薦
- 監督候補の推薦
- 正会員の承認
- 会員除名の承認
- 会則のうち細則の変更
- 庭球三田会小泉基金の運営方針
- 事務局組織および委員の変更
- 事務局運営に係わる重要事項
- その他、常任幹事の承認を必要とする重要事項

第6章　事務局

第23条（事務局）

常任幹事会の下に事務局を常設する。

事務局は、本会の目的に沿い、活動計画の立案・検討・実施、予決算管理、その他本会の活動全般を執行する。

なお、事務局の組織、委員、運営等については細則に定めるところによる。

第7章　一般会計

第24条（事業年度）

本会の事業年度を毎年1月1日より12月31日までとする。

第25条（年会費の納入）

正会員は、本会に対し年会費を納めなければならない。

その金額、納入方法、納入時期等は細則に定めるところによる。

ただし、特別会員および本会に加入後50年を経過した正会員については年会費を免除する。

また、既納の年会費は返還しないものとする。

第8章　特別会計

第26条（特別会計の設定）

本会は、本会の目的遂行のため、年会費とは別に特別会費を募集することがある。

この場合、一般会計とは別に特別会計を設ける。

第9章　小泉基金

第27条（小泉基金の運営）

本会は、庭球三田会小泉基金の運営も併せて行う。

なお、同基金の運営については、庭球三田会小泉基金運営規則の定めるところによる。

第10章　附則

第28条（発効）

本会則は、平成16年庭球三田会総会（平成16年3月21日）を以て発効するものとする。

第29条（資格等の承継）

本会則の発効に伴い、会員が旧会則において保有する資格、役職、権利・義務等は、本会則の規定する内容に読み替え承継されるものとする。

本会則は、2021年4月1日より改定する。

本会則は、2023年3月18日より改定する。

以上

細　則

第1条（事務局の組織）

本則第23条に定める事務局の組織については、次のとおりとする。

(1)コーチング委員会

庭球部の選手強化、部員の監督・指導・育成

(2)リクルート委員会

全国各地区のリクルート活動における企画・調査・勧誘・入試指導

(3)保守・営繕委員会

庭球部練習用施設・什器・備品等の保守、管理、営繕

(4)総務・広報・情報委員会

・本会ならびに庭球部の諸活動に関する情報収集・記録整理、会員・部員への情報発信、会報・部報等の発行、HPの維持・更新等

・総会、常任幹事会、事務局運営会議をはじめ、本会における諸行事の企画・運営、年会費・特別会費の徴収、慶弔関係への対応等

(5)財務委員会

一般会計の予算・運用・決算、特別会計の設定・運用・決算、
庭球三田会小泉基金の管理・運用・決算、現役会計の監督・指導等

(6)年度幹事会

会員への本会および庭球部に関する情報の伝達、ならびに会員からの情報収集等

(7)アーカイブ委員会

周年行事の準備および部室資料室における資料の整理・保管等

第2条（事務局の委員）

本則第23条に定める事務局の委員については、次のとおりとする。

(1)委員の配置

各委員会ごとに委員長1名、委員若干名をおく。

各委員長は、各委員会の運営を統括するとともに、常任幹事を兼任する。

(2)監督の就任

監督は、常任幹事会の承認により本会が推薦し、塾体育会役員会にて任命される。なお、コーチング委員会の委員長は、監督がこれにあたる。

(3)委員の任期

委員長、委員の任期は2年間とする。ただし再任を妨げない。

なお、委員長、委員は任期満了後も、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(4)年度幹事

各年度ごとに当該年度の会員を代表する世話人として年度幹事を若干名おく。
年度幹事は、各年度の会員を統括し、本会の円滑な運営に協力する。

(5)地区担当

事務局長は、会務の円滑な運営のため必要があるときは、東京以外の
運営責任者として、地区担当をおくことができる。

第3条(事務局の運営)

本則第23条に定める事務局の運営については、事務局長の指揮のもと、各委員会が主体となってこれにあたる。
また、事務局長が必要と認めたときは、事務局長の招集により事務局運営会議を開催することができる。

第4条(年会費の金額)

本則第25条に定める年会費の金額は、次のとおりとする。

(1)男子　20,000円

(2)女子　15,000円

第5条(年会費の納入方法)

本則第25条に定める年会費の納入方法については、会員の指定する金融機関口座からの自動振替を原則とする。
ただし、やむを得ぬ事情がある場合は、支払依頼書による振込払いを可とする。

第6条(年会費の納入時期)

本則第25条に定める年会費の納入時期については、次のとおりとする。

(1)自動振替の場合

毎年7月の指定日を振替日とする。
なお、7月の時点で振替不能となった場合は、同年12月の指定日を
再振替日として引落しを行う。

(2)振込払いの場合

毎年7月に会員宛に発送された支払依頼書により、
本会の指定入金口座へ速やかに振り込むものとする。

本細則は、2023年3月18日より改定する。

以上

庭球三田会
小泉基金運営規則

第1条（基金の設立）

小泉家より昭和43年に本会に贈られた寄付金を基として、その他有志の方々よりの寄付金を併せ積立て、これを庭球三田会小泉基金とする。

第2条（目的）

本基金は、本会の健全なる活動を促進するための財政援助を行うことを目的とする。

第3条（運営管理）

本基金の運営管理は、常任幹事会の責任においてこれに当たるものとする。

第4条（運用対象・運用方法）

本基金は、常任幹事会の承認を得たうえで、元本の一部を無利息で1年単位で本会に貸与することができるものとする。
また、とくに必要と認められる場合には、常任幹事会の承認を得たうえで、元本の一部を次に挙げるような項目を対象に給付することができる。
⑴慶應義塾体育会庭球部の設備資産の新設・拡充
⑵慶應義塾体育会庭球部員の強化に資する活動支援

第5条（奨学金制度の運用）

本基金は、慶應義塾体育会庭球部員の財政支援を目的とした奨学金制度のために運用することができるものとする。
その運用にあたっては、別途定める「奨学金制度運用規則」の①および②に拠るものとし、その併用も認められるものとする。

第6条（目的外の使用禁止）

本基金は、本会以外の個人または団体に対し、直接寄付、その他の援助を行わない。

第7条（収支・資産状況の開示）

本基金の収支ならびに資産の内容については、総会において年次報告を行う。

本規則は、2020年4月1日より施行する。
本規則は、2023年4月1日より改定する。

以上

庭球三田会

奨学金制度運用規則①
（国際的チャンピオンシップ育成支援）

第1条（目的）

庭球三田会小泉基金運営規則第5条に基づき、慶應義塾体育会庭球部の四大目標の1つである国際的チャンピオンの育成を支援するため、この奨学金制度を設けるものとする。

第2条（運用および資金管理）

本制度の運用および資金管理は、本会常任幹事会の責においてこれにあたるものとする。

第3条（申請資格）

申請者は、次の要件を満たしていなければならない。

⑴慶應義塾体育会庭球部員であること。

⑵良好な学業および競技成績が見込める者で（ユニバーシアード出場、全日本学生選手権大会上位戦績等）、かつ在学中または卒業後にATP、WTA、ITF等の国際的なテニスの舞台を目指す意思があること。

なお、申請者は要件⑵に基づく目標設定を庭球部監督（以下、「監督」という）と行い、競技結果だけではなく、その取り組みプロセスも含めてモニタリングを実施する。

第4条（選考）

選考方法は、次の手順で行うこととする。

⑴本会会長より指名された委員会（以下、「奨学金委員会」という）および監督による面接を行い、資格の適否を判断する。

⑵奨学金委員会および監督は、申請者が適格であると判断した場合、奨学金融資実行願書を本会会長宛に提出する。

第5条（融資）

申請者に対する融資は、次の手順で行うこととする。

⑴融資の決定は、本会会長の承認によって行い、奨学金委員会から本会常任幹事会に報告を行う。

⑵融資の決定を受けた申請者は奨学金返済念書を本会会長宛に提出し、それを以て融資を実行する。

第6条（支給額および支給期間）

奨学金の支給額は、本会会長により決定する。原則として年間1名あたり100万円を限度額とする。

支給期間は、承認された年度から卒業見込み年度までの最大4年間とする。

ただし、支給対象者としての適否および支給額は、第3条に定める規定に基づき毎年審査を実施する。

第7条（返済）

支給対象者は、次の条項に基づき奨学金を返済しなければならない。

⑴奨学金の返済は、大学卒業後8年以内に、一括または分割で行う。

⑵卒業前に庭球部を退部した場合、速やかに返済を行う。

第8条（不正による返還）

支給対象者が虚偽の申請、その他不正な手段により本奨学金の交付を受け、または本奨学金を目的外に使用したときは、その全部または一部を返却しなければならない。

第9条（収支報告）

収支報告は、本会定時総会で行うこととする。

第10条（対象となる経費）

本奨学金の対象となる経費は、次の各号に揚げる経費とする。

（1）国内外の遠征費用

・国内外でのトーナメント参加費

・上記に関わる国内外での旅費・宿泊費等（除、飲食費）

（2）日吉蝮谷テニスコート以外でのコート利用料

（3）テニス用具購入費

（4）コーチ料

（5）その他本会会長が特に認めた経費

なお、支給対象者は、事前に対象経費に関する申請書を監督に提出し、奨学金を使用したときは、領収書を（トーナメントに参加した場合は、戦績を添えて）監督に報告をしなければならない。

附　則

本規則は、2020年4月1日より施行する。

本規則は、2023年4月1日より改定する。

以上

庭球三田会
奨学金制度運用規則②
(学資支援)

第1条(目的)

庭球三田会小泉基金運営規則第5条に基づき、経済的事情により修学および庭球部活動が困難となった慶應義塾体育会庭球部員で、庭球部活動を継続し修学の意思のある者に対する学資を支援するため、この奨学金制度を設けるものとする。

第2条(運用および資金管理)

本制度運用規則①第2条と同じ。

第3条(申請資格)

申請者は、次の要件を満たしていなければならない。

⑴慶應義塾体育会庭球部員であること。

⑵経済的な援助が必要であり、かつ良好な学業および競技成績が見込める者であること。

第4条(選考)

本制度運用規則①第4条と同じ。

第5条(融資)

本制度運用規則①第5条と同じ。

第6条(支給額および支給期間)

奨学金の支給額は、本会会長により決定する。原則として支給総額の限度は年間100万円とし、1名あたり50万円とする。

支給期間は、承認された年度から卒業見込み年度までの最大4年間とする。

第7条(返済)

本制度運用規則①第7条と同じ。

第8条(不正による返還)

本制度運用規則①第8条と同じ。

第9条（収支報告）

本制度運用規則①第9条と同じ。

附　則

本規則は、2013年4月1日より施行する。

本規則は、2017年4月1日より改定する。

本規則は、2023年4月1日より改定する。

以上